

飯塚市汚水処理施設使用料の減免額算定に係る取扱い要綱(平成20年飯塚市告示第12号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市汚水処理施設使用料の減免額算定に係る取扱い要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、飯塚市<u>潁田中央東団地</u>汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号)第16条及び同条例施行規則(平成18年飯塚市規則第138号)第10条第3号の規定による使用料の減免額の算定に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料減免の申請)</p> <p>第5条 使用料の減免の申請について、飯塚市水道<u>事業</u>給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)第25条及び32条並びに飯塚市水道事業給水条例施行規程(平成18年飯塚市企業管理規程第17号)第25条及び第28条の規定に基づく、使用水量の認定及び減免取扱いに関する要綱(平成18年飯塚市上下水道局要綱)<u>第5条</u>に規定された修理証明書の提出をもって申請とみなす。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号)第16条及び同条例施行規則(平成18年飯塚市規則第138号)第10条第3号の規定による使用料の減免額の算定に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料減免の申請)</p> <p>第5条 使用料の減免の申請について、飯塚市水道給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)第25条及び32条並びに飯塚市水道事業給水条例施行規程(平成18年飯塚市企業管理規程第17号)第25条及び第28条の規定に基づく、使用水量の認定及び減免取扱いに関する要綱(平成18年飯塚市上下水道局要綱)<u>第6条</u>に規定された修理証明書の提出をもって申請とみなす。</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。